

総社市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

#### 総社市規則第84号

##### 総社市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

総社市危険物の規制に関する規則（平成17年総社市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請)</u> 第2条 規則第1条の6の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請)</u> 第2条 <u>法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は取扱いをしようとする者は、3日前までに危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認申請書（様式第1号）により正副各1部を消防長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の申請書を受理し、支障がないと認めたときは、副本に必要な事項を記載して申請者に交付するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の申請書は、2部を消防長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>消防長は、前項の申請書を受理し、支障がないと認めたときは、申請書の1部に承認済の印(様式第1号)を押して申請者に返付するものとする。</u> (製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 令第6条第1項及び第7条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又は変更許可の申請書は、<u>2部を消防長を経て市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の申請書を受理し、令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、許可原簿(様式第2号)により許可指令書(様式第3号又は様式第3号の2)に<u>申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</u></p> <p>4 前3項の規定により設置又は変更の許可を受けた後、その工事の完成前に変更を要する場合は、<u>変更許可申請書2部を消防長を経て市長に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。</u> (製造所等の完成検査の申請)</p> <p>第4条 令第8条第1項の規定による完成検査の申請書は、<u>2部を消防長を経て市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、<u>完成検査済証に申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</u> (完成検査前検査の申請)</p> <p>第5条 令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請書は、<u>2部を消防長を経て市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、合格したものには、<u>タンク検査済証に申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 令第8条の2の2の規定による他市町村に係るタンクの水張検査又は水圧検査の申請書は、<u>2部を消防長を経て市長に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</u> (他市町村で検査を受けたタンクの取扱い)</p> <p>第6条 令第8条の2の2の規定により他の市町村長等の水張検査又は水圧検査を受けたタンクで第3条の規定による設置又は変更許可に係るも</p>	<p>(製造所等の設置又は変更の許可)</p> <p>第3条 令第6条第1項及び第7条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又は変更許可の申請書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の申請書を受理し、令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、許可原簿(様式第2号)により<u>副本に許可指令書(様式第3号又は様式第3号の2)を添えて交付するものとする。</u></p> <p>4 前3項の規定により設置又は変更の許可を受けた後、その工事の完成前に変更を要する場合は、<u>変更許可申請書を消防長を経て市長に提出しなければならない。</u> (製造所等の完成検査の申請)</p> <p>第4条 令第8条第1項の規定による完成検査の申請書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、<u>完成検査済証を交付するものとする。</u> (完成検査前検査の申請)</p> <p>第5条 令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、合格したものには、<u>タンク検査済証を交付するものとする。</u></p> <p>3 令第8条の2の2の規定による他市町村に係るタンクの水張検査又は水圧検査の申請書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。 (他市町村で検査を受けたタンクの取扱い)</p> <p>第6条 令第8条の2の2の規定により他の市町村長等の水張検査又は水圧検査を受けたタンクで第3条の規定による設置又は変更許可に係るも</p>

改正後	改正前
<p>のは、当該市町村長等の交付したタンク検査済証の写し<u>1部</u>を消防長を経て市長に提出するとともに、当該タンクの外観検査を受けなければならない。</p> <p>(製造所等の仮使用の承認の申請)</p> <p>第7条 規則第5条の2の規定により仮使用をしようとする者は、申請書<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理し、支障がないと認めたときは、<u>申請書の1部</u>に承認済の印（様式第4号）を<u>押して</u>申請者に返付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(製造所等の譲渡又は引渡しの届出)</p> <p>第8条 規則第7条の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの届出書は、<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理したときは、<u>届出書の1部</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出)</p> <p>第9条 規則第7条の3の規定による製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書は、<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めたときは、<u>届出書の1部</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の変更が軽易な場合の届出)</p> <p>第10条 製造所等において、次に掲げる事項を変更しようとする者は、製造所等の軽微な変更届出書（様式第7号）により<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めたときは、届出書の<u>1部</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の用途廃止の届出)</p> <p>第11条 規則第8条の規定による製造所等の用途廃止の届出書は、<u>1部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(製造所等の休止又は再開の届出)</p> <p>第12条 製造所等の使用を3箇月以上休止しようとする者は、危険物休止</p>	<p>のは、当該市町村長等の交付したタンク検査済証の写しを消防長を経て市長に提出するとともに、当該タンクの外観検査を受けなければならない。</p> <p>(製造所等の仮使用の承認の申請)</p> <p>第7条 規則第5条の2の規定により仮使用をしようとする者は、申請書を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理し、支障がないと認めたときは、<u>副本</u>に承認済の印（様式第4号）を<u>押印して</u>申請者に返付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(製造所等の譲渡又は引渡しの届出)</p> <p>第8条 規則第7条の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの届出書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理したときは、<u>副本</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出)</p> <p>第9条 規則第7条の3の規定による製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めたときは、<u>副本</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の変更が軽易な場合の届出)</p> <p>第10条 製造所等において、次に掲げる事項を変更しようとする者は、製造所等の軽微な変更届出書（様式第7号）により<u>2通</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めたときは、届出書の<u>1通</u>に届出済の印（様式第6号）を<u>押して</u>届出者に返付するものとする。</p> <p>(製造所等の用途廃止の届出)</p> <p>第11条 規則第8条の規定による製造所等の用途廃止の届出書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(製造所等の休止又は再開の届出)</p> <p>第12条 製造所等の使用を3箇月以上休止しようとする者は、危険物休止</p>

改正後	改正前
<p>届出書（様式第8号）により<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の<u>1部</u>に届出済の印（様式第6号）を押して<u>届出者</u>に返付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により届け出た休止中の製造所等の使用を再開しようとする者は、危険物再使用届出書（様式第8号）により<u>2部</u>を再開しようとする日の7日前までに消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の届出書を受理したときは、検査を行い、支障がないと認めたときは、届出書の1通に届出済の印（様式第6号）を押して<u>届出者</u>に返付するものとする。</p> <p>（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請）</p> <p>第12条の2 規則第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定による漏れの点検期間延長の申請書は、<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、支障がないと認めたときは、申請書の<u>1部</u>に承認済の印（様式第4号）を押して<u>申請者</u>に返付するものとする。</p> <p>（危険物保安監督者の選任又は解任の届出）</p> <p>第13条 規則第48条の3の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出書は、<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 市長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の1部に届出済の印（様式第6号）を押して届出者に返付するものとする。</u></p> <p>（危険物の取扱作業に従事する者の届出）</p> <p>第14条 製造所等の関係者は、当該製造所等において危険物の取扱い作業に従事するすべての危険物取扱者を、危険物取扱者届出書（様式第9号）により<u>2部</u>を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の<u>1部</u>に届出済の印（様式第10号）を押して届出者に返付するものとする。</p> <p>（予防規程の認可の申請）</p> <p>第15条 規則第62条第1項の規定による予防規程の認可の申請書は、<u>2部</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が法第10条第3項の技術上の基準に適合し、火</p>	<p>届出書（様式第8号）により<u>2通</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の<u>1通</u>に届出済の印（様式第6号）を押して返付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により届け出た休止中の製造所等の使用を再開しようとする者は、危険物再使用届出書（様式第8号）を再開しようとする日の7日前までに消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の届出書を受理したときは、検査を行い、支障がないと認めたときは、届出書の1通に届出済の印（様式第6号）を押して返付するものとする。</p> <p>（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請）</p> <p>第12条の2 規則第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定による漏れの点検期間延長の申請書は、<u>2通</u>を消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、支障がないと認めたときは、申請書の<u>1通</u>に承認済の印（様式第4号）を押して返付するものとする。</p> <p>（危険物保安監督者の選任又は解任の届出）</p> <p>第13条 規則第48条の3の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の届出書に添付する書類は、様式第8号の2とする。</u></p> <p>（危険物の取扱作業に従事する者の届出）</p> <p>第14条 製造所等の関係者は、当該製造所等において危険物の取扱い作業に従事するすべての危険物取扱者を、危険物取扱者届出書（様式第9号）により<u>2通</u>を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の<u>1通</u>に届出済の印（様式第10号）を押して届出者に返付するものとする。</p> <p>（予防規程の認可の申請）</p> <p>第15条 規則第62条第1項の規定による予防規程の認可の申請書は、消防長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が法第10条第3項の技術上の基準に適合し、火</p>

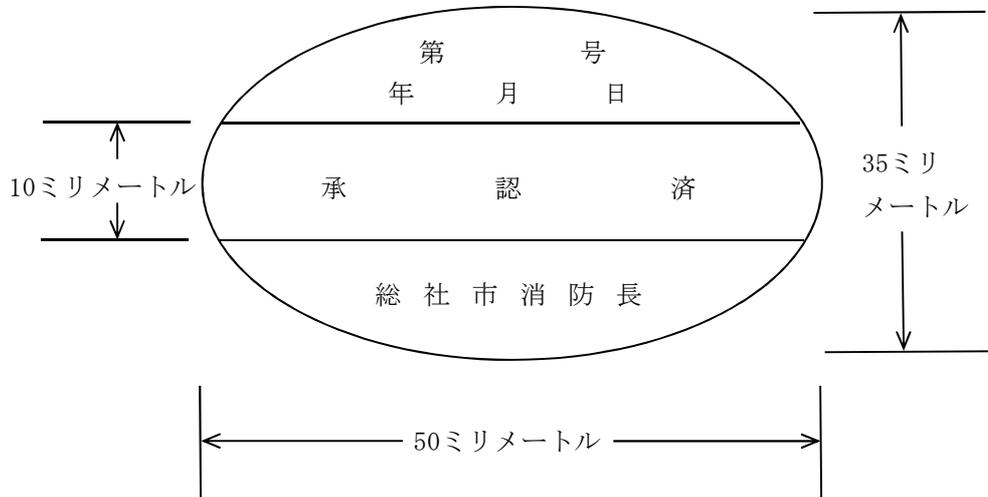
改正後	改正前
<p>災予防上適当であると認めるときは、<u>申請書の1部</u>に認可済の印（様式第11号）を押して申請者に返付するものとする。</p> <p>（事故発生の届出）  第17条 製造所等の関係者は、当該製造所等（仮貯蔵所又は仮取扱所を含む。）において、爆発、引火その他の事故が発生したときは、その大小にかかわらず、直ちに消防長に通報するとともに、事故発生届出書（様式第12号）により<u>1部</u>を消防長に提出しなければならない。</p> <p>（危険作業の届出）  第18条 製造所等において火気を使用し、又は危険発生のおそれがある作業をしようとするときは、危険作業届出書（様式第13号）により<u>2部</u>を当該作業に着手しようとする日の3日前までに消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めるときは、届出書の<u>1部</u>に届出済の印（様式第10号）を押して届出者に返付するものとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u>  （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第4号（第7条、第12条の2関係）</u>  （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第6号（第8条～第12条、第13条関係）</u>  （別紙のとおり）</p>	<p>災予防上適当であると認めるときは、<u>副本</u>に認可済の印（様式第11号）を押して申請者に返付するものとする。</p> <p>（事故発生の届出）  第17条 製造所等の関係者は、当該製造所等（仮貯蔵所又は仮取扱所を含む。）において、爆発、引火その他の事故が発生したときは、その大小にかかわらず、直ちに消防長に通報するとともに、事故発生届出書（様式第12号）を消防長に提出しなければならない。</p> <p>（危険作業の届出）  第18条 製造所等において火気を使用し、又は危険発生のおそれがある作業をしようとするときは、危険作業届出書（様式第13号）により<u>2通</u>を当該作業に着手しようとする日の3日前までに消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理し、支障がないと認めるときは、届出書の<u>1通</u>に届出済の印（様式第10号）を押して届出者に返付するものとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第7条、第12条の2関係）</u> 略</p> <p><u>様式第6号（第8条～第12条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第8号の2（第13条関係）</u> 略</p>

附 則  
この規則は、令和4年1月1日から施行する。



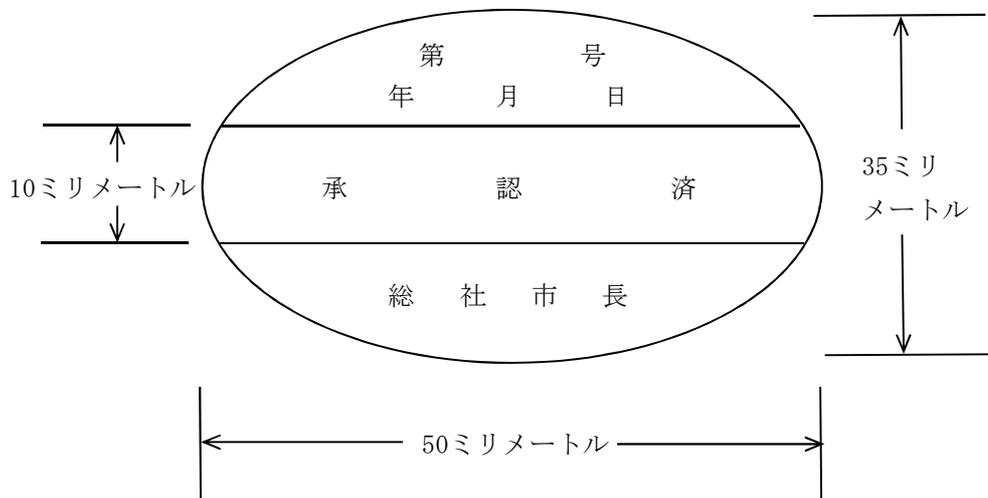
様式第1号（第2条関係）

承認済の表示



様式第4号（第7条，第12条の2関係）

承認済の表示



様式第6号（第8条～第12条，第13条関係）

届出済の表示

